

## 岐阜県消防学校施設等の一時使用に関する事務取扱要領

### (趣旨)

- 1 岐阜県消防学校(以下「本校」という)の施設及び資機材等(以下「施設等」という。)を本校の職員及び訓練生以外の者に、本校の実施する教育訓練に支障をきたさない範囲で一時使用させる場合の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

### (使用対象者及び使用目的)

- 2 使用対象者及び使用目的は、次のとおりとする。
  - (1) 県内の消防本部(消防署)及び消防団が本校施設等を使用して、職員及び団員等の知識・技術等の向上のため、教育訓練等を実施する場合
  - (2) 県内の消防職員及び消防団員が本校施設等を使用して、自発的に知識・技術等の向上のため、自主研修会、自学・勉強会等を行う場合
  - (3) 県内の消防本部(消防署)及び消防団が本校施設等を使用して、県民に対し防災に関する知識・技術の普及、啓発活動を行う場合
  - (4) 航空自衛隊岐阜基地が、本校施設等を使用して、隊員等の知識・技術等の向上のため、教育訓練等を実施する場合
  - (5) 国の機関、あるいは全国規模又は都道府県広域で行われる行事について使用の申請があった場合
  - (6) その他、県内の申請者に対し、消防学校長が特に認める場合

### (使用対象施設等)

- 3 使用対象施設等は、次のとおりとする。

#### ① 施設

- ・総合訓練棟
- ・高層訓練棟
- ・補助棟
- ・屋内訓練場
- ・土砂災害訓練場
- ・CSR訓練場
- ・実火災体験型訓練施設
- ・移動式街区訓練施設
- ・水防工法訓練場
- ・水難救助訓練施設

#### ② 資機材等

各種訓練用備品、視聴覚機材、物品(ただし、取扱いに注意を要する特殊な備品及び高額な備品等は、その都度協議のうえ、使用の可否を決定する。)

(使用手続)

4 施設等の使用をする者は、事前に本校施設等の使用状況及び日程を電話等により確認した後、原則として使用を希望する日の1週間前までに訓練施設使用申込書(別記様式1)及び資機材借用申請書(別記様式2)に必要な応じ関係資料等を添付し、消防学校長宛てに提出するものとする。

なお、公的機関からの使用申請書にあつては、公印を省略することができる。

(使用承認)

5 消防学校長は、使用申請書の提出があつたときは、使用申請書及び関係資料等の内容を審査し、適当であると認めた場合は、使用を承認する。

(使用対象日時)

6 本校が実施する教育訓練等に支障をきたさない日時とする

(原則として平日の午前7時55分から午後4時50分までとし、休日祝祭日及び時間外の使用はできないものとする。やむを得ず休日祝祭日及び時間外に使用する場合は、本校職員の立ち会いを必要とする。)

(使用料)

7 使用料は無料とする。ただし、使用する電気、水等は必要最小限とし、エネルギーの節約に最大限努めるものとする。

また、ガソリン等の燃料、燃焼させる布や木材等の消耗品は、利用者が持参すること。

(管理責任及び使用心得)

8 本要領により施設等の使用を許可された者(以下、使用者という。)は、施設等の使用にあたり次の事項を遵守することとする。

(1)施設等の使用中は安全管理に努め、使用中に発生した事故(怪我、交通事故等)、盗難、紛失等については、すべて使用者側で対処するものとし、本校は一切の責任を負わないものとする。

(2)使用中に施設等を破損・損傷等した場合は、直ちに本校に通報するとともに、使用者の負担により速やかに現状に復すること。

(3)責任者は、使用終了後返納書に必要な事項を記入し届け出ること。

(4)校内は全面禁煙とする。

(5)学校長の指示に従い、施設等は正しく使用すること

(6)使用にかかる準備及び使用後の片付け、清掃等を行うこと。

(7)その他、学校管理運営上必要な指示事項を遵守すること。

(その他)

9 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、消防学校長の指示に従うこととする。

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。